

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公表番号】特表2003-532133(P2003-532133A)

【公表日】平成15年10月28日(2003.10.28)

【出願番号】特願2001-578994(P2001-578994)

【国際特許分類】

G 02 F	1/13357	(2006.01)
G 02 B	5/02	(2006.01)
G 02 B	5/08	(2006.01)
G 02 F	1/1335	(2006.01)

【F I】

G 02 F	1/13357	
G 02 B	5/02	C
G 02 B	5/08	A
G 02 F	1/1335	5 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月23日(2008.4.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 均一な平行光を一様に分布させる、中空の光ガイドであって、  
平行六面体として構成された中空空洞であって、

入口開口と、入口開口の向かい側に第1所定距離離れて配置された遠方エッジとから  
成る、平行面の第1の組と、

底部エッジと、底部エッジの向かい側に第2所定距離離れて配置された出口開口とから  
成る、平行面の第2の組であって、前記出口開口が、前記入口開口に垂直である、平行  
面の第2の組と、

をさらに備え、前記入口開口を通って垂直に、かつ前記出口開口に平行に延びる基準面に  
よってさらに画定される、平行六面体として構成された中空空洞と、

ビームスプリッティング構造であって、前記入口開口を覆い、前記ビームスプリッティ  
ング構造に入射する前記平行光の到来ビームを、前記基準面に対して対称に、前記ビーム  
スプリッティング構造から出て前記中空空洞に入る上方ビーム・ロープと下方ビーム・ロ  
ープに分割するように構成され、前記上部ビーム・ロープは、前記基準面から第1方向に  
発散し、前記下部ビーム・ロープは、前記基準面から第2方向に発散し、前記第1方向は  
、前記第2方向と正反対である、ビームスプリッティング構造と、

第1鏡面反射体に隣接し、前記第1鏡面反射体とともに前記中空空洞の前記遠方エッジ  
を形成し、前記中空空洞の内部と前記第1鏡面反射体の間に挿入されるリターダと、

第2鏡面反射体であって、前記中空空洞の前記底部エッジを形成し、前記第2鏡面反射  
体から反射して、前記リターダに入射する前記下方光ビーム・ロープがないように幾何学  
的に配置された、第2鏡面反射体と、

ビーム指向構造に隣接し、前記ビーム指向構造とともに前記中空空洞の前記出口開口を  
覆い、前記中空空洞の内部と前記ビーム指向構造の間に挿入された反射偏光子と、  
を備える中空の光ガイド。

【請求項2】 前記ビーム指向構造は、粗いプリズム形状を含む、請求項1に記載の

中空の光ガイド。

【請求項 3】 前記ビームスプリッティング構造は、平面の側面を有するプリズム・アレイフィルムを有し、前記プリズム・アレイフィルムの前記平面の側面は、前記中空空洞に面している、請求項 1 に記載の中空の光ガイド。

【請求項 4】 前記プリズム・アレイフィルムは、それぞれが約 105° の頂角を有する、複数のプリズム素子を含む、請求項 3 に記載の中空の光ガイド。

【請求項 5】 前記ビーム指向構造は、平面の側面を含むプリズム・アレイフィルムをさらに有し、前記プリズム・アレイフィルムの前記平面の側面は、前記中空の空洞に面していない、請求項 2 に記載の中空の光ガイド。

【請求項 6】 前記プリズム・アレイフィルムは、それぞれが約 63° の頂角を有する、複数のプリズム素子を含む、請求項 5 に記載の中空の光ガイド。

【請求項 7】 前記反射偏光子は、多層重合体フィルム、かすめ入射ホログラム、およびコレステリック液晶フィルムから成るグループから選択された材料で作られる、請求項 1 に記載の中空の光ガイド。